

令和5年度外形標準課税基礎研修委託業務業者選定プロポーザル 実施要領

1 当プロポーザルの趣旨

埼玉県的外形標準課税基礎研修委託業務について、民間事業者からプロポーザル（企画提案）を受け、委託業務の遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も的確な受託事業者を選定するものである。

2 業務内容

次の（１）及び（２）の研修業務を実施する。（別添仕様書のとおり）

- （１）簿記３級に関する研修業務
- （２）財務会計、法人税法及び源泉所得税に関する研修業務

3 応募資格

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （３）企画提案書の提出期限までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- （４）令和5年4月1日現在で、過去5年間に、埼玉県又は国、他の地方公共団体から、本件業務又は本件業務と類似の業務を複数回受注し、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- （５）その他業務を適切に遂行できる体制を有していること。

4 委託業務上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※「見積書」に記載される金額が、この金額を超える場合は審査の対象外とする。

5 応募方法

企画調査書及び見積書を、下記提出先あてに下記提出期限までに提出する。

- （１）企画調査書については、別紙1参照。
- （２）見積書作成の際、下記事項に御留意ください。
 - ア 見積書は、以下の内訳で作成してください。
 - （ア）講師派遣料（交通費含む。）

(イ) 研修教材代

a 簿記3級、財務会計、法人税法及び源泉所得税は、それぞれ別項目と
してください。

b 数量は、簿記3級研修については25にて見積額を提示し、財務会計
及び法人税法等研修については、20にて見積額を提示してください。

イ 消費税は、外税、円未満切り捨てとします。合計金額欄は、消費税込み
の金額を記入してください。

ウ 見積書の宛先は「埼玉県知事 大野 元裕」としてください。

エ 見積書の押印見直しに伴い、見積書への押印は不要となります。ただし、
文書の真正性を担保するため、見積書に担当者の氏名及び法人等の連絡先
を明記してください。

(3) 応募業者は、3の応募資格を有しないと認められる場合は、10に記した
業者選定プロポーザルに参加できません。

6 企画調査書及び見積書の提出期限

令和5年5月12日(金)12時(必着) 下記提出先まで持参または送付する。
(郵送の場合は12日必着となります。12日発送の消印があっても不可。)

7 提出先

埼玉県総務部税務課課税担当(法人検査)

(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1)

8 提出部数

見積書、企画調査書(別紙):各5部

教材(テキスト、問題集等):1式

9 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問のある場合は、別添様式「質問票」により、下
記「16 問い合わせ先」あて、電子メール等により提出すること。

(1) 質問票の提出期間

令和5年5月1日(月)~令和5年5月10日(水)15時

(2) 質問の回答

令和5年5月10日(水)以後に回答する。

10 選定方法

(1) 応募参加者に対する通知

5により応募した者のうち、応募資格を有すると認められる者に対しては、令和5年5月12日（金）以後、別途通知する。

(2) 選定手順

「税務課契約企画評価委員会設置要綱（平成16年4月1日施行）」に定める企画評価委員会が、企画書、その他の提出書類及びプレゼンテーションの内容を、総合的に審査する。総合点が最も高かった者を、契約の相手方とする。（企画調査書、見積書、教材の3点に加え、独自の様式で企画書等を使用しても結構です。ただし、説明する事項及び順序は、企画調査書に則ってください。）

なお、会場には、プロジェクター等の設備はありません。

(3) 選定日時

令和5年5月17日（水） *時間は別途指定する。

なお、交通途絶等の特別な事情がある場合を除き、指定時間に来課されない場合は失格となる場合があります。

(4) 会場

埼玉県庁本庁舎地下総務部会議室

*当日は、別途指定した時間の15分前までに本庁舎3階税務課（課税担当）までお越しください。会場までは税務課職員がご案内します。

(5) その他

プロポーザル参加者が1者の場合、企画評価委員会が（2）の審査の結果、適当と認めた場合は、改めて提案の募集は行わず当該事業者を契約候補者とする。

1.1 審査基準

以下に掲げる各項目に加え、金額も審査の対象とする。

評価については、企画点70点、価格点30点の比率により行う。

評価項目	選定基準
企画内容	研修の趣旨、講義日数は合致しているか
	研修の講義日程は実施希望に沿った日程となっているか
	新型コロナウイルス感染症蔓延による対応策を提示しているか
	外形標準課税の実務と関連した項目を、講義内容として提示しているか
	研修カリキュラムに関する具体的な提案、アピールポイントがあるか
	講師経験年数及び評価、研修への熱意、人柄
	講師の外形標準課税及び法人事業税に関する理解度及び知識、実務経験
	研修及び講師に対する支援体制の有無、充実度
	教材の量・内容・難易度は適切か

	教材は理解しやすく配慮されているか
費用	見積書に所要経費等が明確に示され、適正な内容であるか

1 2 結果発表

選定結果については、令和5年5月下旬に、別途通知する。

1 3 契約

1 2により選定された者と、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が調った場合は、候補者から改めて見積書を徴取し、内容を精査した上で、随意契約により契約を締結する。

1 4 契約保証金

契約の相手方は、埼玉県財務規則第8 1条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金(契約金額の1%以上)を納付する。ただし、埼玉県財務規則第8 1条第2項に該当する場合は、これを免除する。

1 5 その他

- (1) 提出された書類等は返還しない。しかし、教材については、希望があれば評価委員会終了後に返却する。なお、郵送等での返却を希望する場合、送料は提出者の負担となる。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77条）に基づき開示する場合がある。

1 6 問い合わせ先

埼玉県総務部税務課 課税担当（法人検査）

担当者 向佐（むかさ）・藤田

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

T E L : 048-830-2668

F A X : 048-830-4761

E-mail : a2640-02@pref.saitama.lg.jp